

## 認知症生活支援モデル事業について

資料2-(1)

「面的」仕組みづくりの具体化を進めるため、区市町村や介護サービス事業者が地域の様々な資源と連携した、認知症の人と家族の生活支援に向けたモデル事業を実施

### 1 認知症地域資源ネットワークモデル事業（国庫補助事業）

#### 事業概要

様々な社会資源が連携した認知症支援を進めるモデル地区（2地区）を設定し、都がその取組を支援することにより、当該地区の認知症支援対策を推進（2年間）。

#### 「モデル地区」の考え方

「モデル区市」下記の要件及び区市町村の意向を踏まえて都が選定

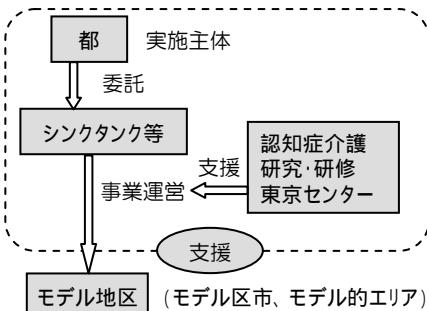
- ・地域における支援の仕組みづくりなど、認知症対策に本格的に取り組もうとしている区市町村
- ・急速な高齢化、独居高齢者増など、都内の他の区市町村にとっても参考となる地域特性
- ・広域移動しやすい交通インフラを有し、徘徊SOSネットワークの検証が十分に行える地域特性

「モデル区市」は、「モデル的エリア」の取組をバックアップしつつ、これらの取組を区市の関係機関に発信

「モデル的エリア」事業の趣旨を踏まえ、モデル区市が選定

- ・「モデル区市」に、地域包括支援センター（プランチやサブセンターを含む）を中心とする「モデル的エリア」を1箇所程度設定
- ・当該エリア内では、「認知症コーディネート委員会」を中心にして取組を重点的に実施

#### 実施方法



「モデル地区」は、都やシングルタンク等の支援・協力の下、様々な取組をモデル的に実施

#### モデル地区

モデル区市

練馬区

多摩市

モデル的エリア

練馬地域包括支援センター豊玉支所  
(豊玉南、豊玉中、中村、中村北、中村南)

東部地域包括支援センター（諏訪地域(2～5丁目)）

### 2 認知症支援拠点モデル事業（都単独事業）

#### 事業概要

地域において認知症高齢者に対する支援を行っている介護サービス事業者の自主的な取組

- ・認知症に対する理解促進
- ・認知症の人や家族の支援の拠点となりうる地域活動 をモデル的に実施

認知症の人とその家族が地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの推進

#### 実施方法

5事業者に対して、2ヵ年を限度に直接補助

(1事業者あたり補助基準額2,000千円、補助率10/10)

事業者の事業計画書に対し、区市町村が推薦書を付して申請

#### 事業展開のイメージ

地域における拠点作りの中心となる職員を「地域コーディネーター」として指定し、地域との窓口役とする

- ・地域コーディネーターを中心に実施
- ・地元区市町村、地域の関係機関、団体と連携
- ・地域の中で認知症ケアの拠点として機能を発揮する独自の取組を実施

認知症の人と家族の生活を支援

#### 取組内容（例）

地域向け相談事業

- ・地域において認知症の人を介護している家族等も参加しやすい、開かれた家族会
- ・認知症に関する相談・普及事業
- ・近隣とのネットワークの構築
- ・近隣の住民や学校、商店街等と連携し、身近な地域において認知症の人とその家族の生活を支援する顔の見えるネットワークの構築

各事業所の利用者やその家族のみを対象としたサービス、また、介護報酬の対象となるサービスや、それと同種のサービスは対象外

### 3 「認知症対策推進会議」との連携

地域資源ネットワークモデル事業、認知症支援拠点モデル事業の取組状況を、認知症対策推進会議において、報告・検証